

国民年金保険料後納制度をご存じですか

過去10年以内に納め忘れた国民年金保険料は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間、後納制度を利用して納付することができます。後納制度で保険料を納付すると、将来受け取る年金額が増えたり、納付月数が受給資格の25年(300月)に満たなかった方は、年金受給資格を得られる場合があります。

後納制度の利用を希望する方は、お近くの年金事務所、または国民年金保険料専用ダイヤルへお問い合わせください。

- 対象者** ①20歳以上60歳未満の方 10年以内に納め忘れの期間(全額免除・若年者納付猶予学生納付特例期間を除く。)や未加入期間がある方
- ②60歳以上65歳未満の方 ①の期間のほか、任意加入中に納め忘れのある方
- ③65歳以上の方 年金受給資格がなく、任意加入中の方

- 留意点**
 - ・後納できる期間のうち、最も古い分から納めます。
 - ・過去3年度以上遡って納付する場合は、当時の保険料に加算金がつきます。
 - ・すでに老齢基礎年金を受給している方や、65歳以上で年金受給資格がある方は、後納制度を利用することはできません。

●後納保険料納付書には使用期限があります

平成26年4月以降に後納制度の申請をし、後納保険料の納付がお済みでない方は、**お手元の納付書の使用期限が平成27年3月31日**になっていますので、ご注意ください。

後納保険料の加算金額は、年度(4月1日～翌年3月31日まで)により定められていますので、**平成27年3月までに発行された納付書は、平成27年4月以降は使用できません**。使用期限内に納付できなかった方は、下記までご連絡ください。

※後納制度の納期限は、納めたい月の10年目の月の末日です。納期限を過ぎると納付できません。

納めたい月	納期限
平成17年4月分	平成27年4月30日
平成17年5月分	平成27年5月31日
平成17年6月分	平成27年6月30日

◆申請・問い合わせ

千葉年金事務所 ☎043-242-6320
 佐原年金事務所 ☎0478-54-1442
 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050 ※IP・PHS電話の場合 ☎03-6731-2015

4月から空港シャトルバスでICカードが利用できます

●ICカードの概要

乗車口に設置されているICカードリーダーに交通系ICカード(SuicaやPASMOなど)をタッチすると、自動的に運賃がICカードから引き落とされます。

※ICカードに、ご自身で現金を入金する必要があります。
 ※現金や回数券でも、従来どおり乗車できます。

●ICカードの利点

- ・電子マネーによるお支払いのため小銭の用意が不要で、運賃の割引があります。
- ・1枚のICカードで、バスから電車へスムーズに乗り継げます。

●運行主体

芝山鉄道延伸連絡協議会

運賃改定

近年の燃料費の高騰により、安心・安全でより良いサービスを提供するため、4月から運賃を下表のとおり改定しますので、ご理解とご協力をお願いします。

●運賃表 (4月1日改定)

区 分	全区間	
	現金	ICカード
一 般(中学生以上)	300円	270円
子ども(小学生以下)・ 障害者手帳を持参の方	150円	135円
保護者同伴の就学前乳幼児	無料	

◆問い合わせ

千葉交通株式会社成田営業所 ☎0476-22-0783